

新たなマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用するまでの流れ

- ① マイナンバーカードの有効期間満了日までの期間が3か月未満となる
- ② マイナンバーカードの券面の追記欄が満欄となる

現在マイナ免許証を保有している方

※マイナ免許証：免許情報が記録された
マイナンバーカード

個人番号カードオンライン申請サイト
においてマイナンバーカードの交付申請

マイナ免許証等継続利用の手続きをする

市町村から
交付通知書
を受取

交付通知書に「記録：有」

【転送不要】
免許情報記録：有
マイナンバーカードに免許情報又は運転経歴情報を記録しました。
あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。
裏面に記載の必要書類を待参の上、来庁してください。

市町村の窓口で免許情報が記録された新
たなマイナンバーカードの受取

新たなマイナンバーカードに正確な免許
情報が記録されていることを確認
（「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取り）

マイナ免許証としての利用が可能となります。

現在マイナ免許証を保有していない方

マイナンバーカード更新後に
マイナー体化手続きをください。

市町村の窓口や郵送等、
個人番号カードオンライン申請サイト以外
においてマイナンバーカードの交付申請

マイナ免許証等継続利用の手続きをしない

市町村から
交付通知書
を受取

交付通知書に「記録：無」

【転送不要】
免許情報記録：無
免許がない方は車での来場をお断りください。再度免許情報を記録する際
は警察での来場が必要です。詳細は免許センターに問い合わせてください。
あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。
裏面に記載の必要書類を待参の上、来庁してください。

- 警察に署名用電子証明書を提出
していない場合
- 免許が停止、取消し又は失効し
ている場合
- 住所や氏名に署名用電子証明書
で使用できない文字が含まれてい
る場合
- 入力した免許情報記録番号に誤
りがあった場合

市町村の窓口で免許情報が記録されていない
新たなマイナンバーカードの受取

※マイナ免許証のみを保有する方で新たなマイナンバーカード
に免許情報が記録されていない場合、市町村への受け取りに自
動車を運転して来場することはお控えください。

免許情報が記録されていない新たなマイナンバーカードのみ
を携帯して自動車等を運転することはできません。

運転免許センター等で新たなマイナンバーカードに免許情報
を記録

※「記録：無」と記載のある交付通知書が送付された方につい
ては、市町村の窓口において、同交付通知書が返却されるか、
その写しが交付されますので、持参してください。